

国 住 街 第 131 号
平成 27 年 12 月 24 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

建築基準法に基づく国土交通大臣の承認を得て、条例により建築基準法の規定を緩和した具体的な事例について（技術的助言）

「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）において、「事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う」とされたことを踏まえて、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）に基づく国土交通大臣の承認を得て、条例により法の規定を緩和した具体的な事例を下記のとおり通知します。

記

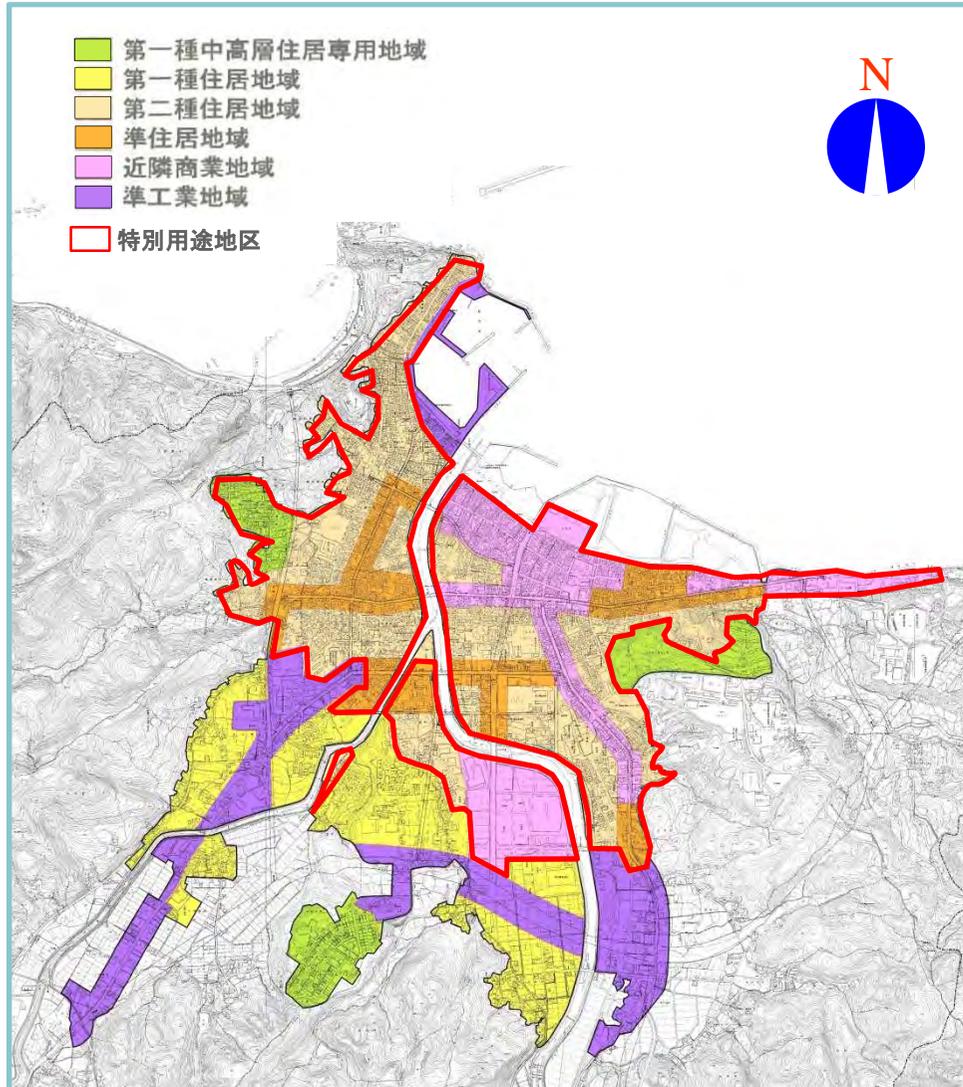
- ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和（法第 49 条第 2 項）【別紙 1・2】
- ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和（法第 68 条の 2 第 5 項）【別紙 3・4】
- ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和（法第 85 条の 3）【別紙 5・6】

(参考抜粋)

○「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 1 月 30 日閣議決定)

<p>6 義務付け・枠 付けの見直し等 【国土交通省】 (1) 建築基準法 (Vii)</p>	<p>以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和 (49 条第 2 項)・ 地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和 (68 条の 2 第 5 項)・ 伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和 (85 条の 3)
---	--

輪島市伝統産業特別用途地区内における建築物の建築制限の緩和等に関する条例
(所在地:石川県 輪島市)



平成20年 都市計画決定の状況

○条例の施行日:平成20年2月1日

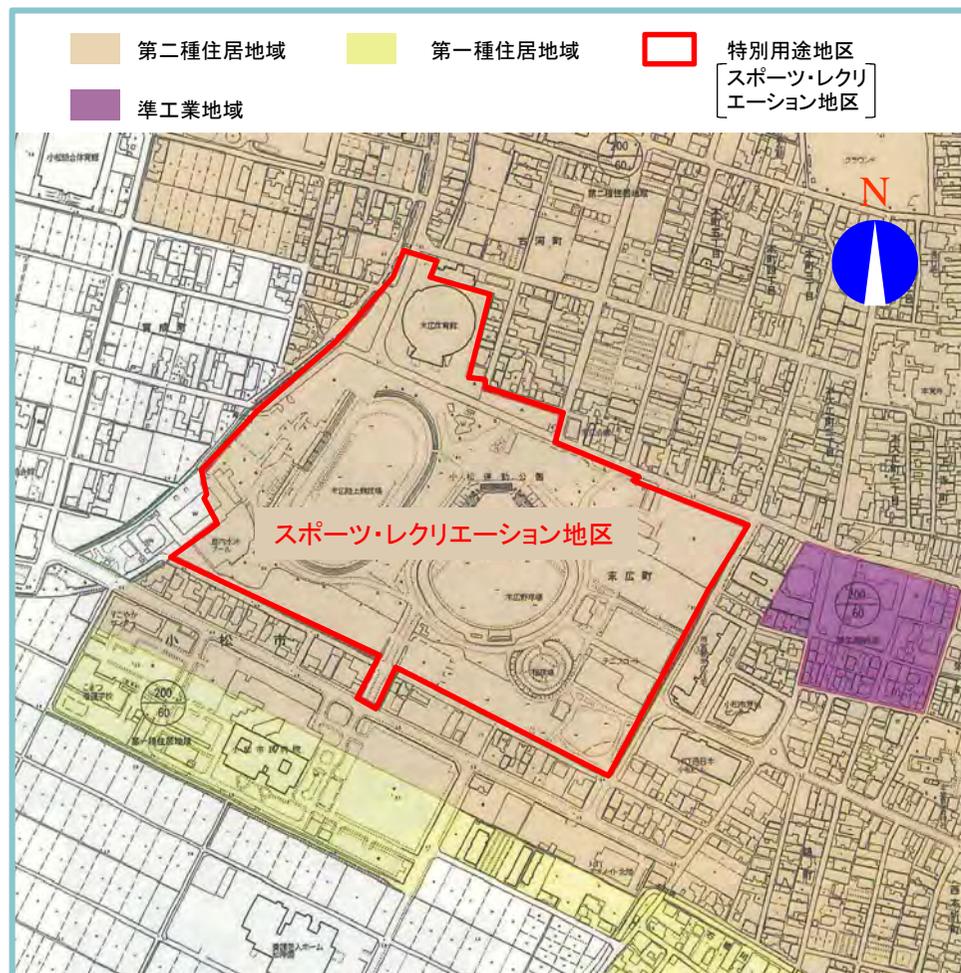
○条例制定の経緯

- ・市内には従前、用途地域の指定のない区域において、「住宅で輪島塗工場を兼ねるもの」が多数立地していた。
- ・用途地域を指定する際に、これらの地場産業に係る建築物の立地を許容しつつ、既成住宅地としての環境を整備するために、市街地への影響が大きい工場の立地を規制することが必要だった。
- ・このことから、輪島市は新たな用途地域の指定と同時に、建築基準法第49条第2項に基づき、条例を制定し、市の地場産業である輪島塗の保護及び育成を図るとともに、地域の住環境との調和を図るため、輪島市伝統産業特別用途地区内の第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域において、防音対策を施した漆器の製造作業の用途に供する建築物(作業所の部分の床面積が300㎡以下で、原動機出力10キロワット以下のものに限る。)の用途規制を緩和した。

小松市スポーツ・レクリエーション地区建築条例 (所在地:石川県 小松市)

○条例の施行日:平成20年9月30日

○条例制定の経緯



平成20年 都市計画決定の状況

- ・小松市は平成8年から小松市運動公園周辺を第二種住居地域に指定している。
- ・すでに立地していた建築基準法上野球場、陸上競技場等は「観覧場」に該当するため、既存不適格建築物となり、立地が制限されていた。
- ・平成10年に小松市都市計画マスタープランの中で「末広緑地、小松運動公園等一体の医療、福祉、スポーツ等の機能を充実し、市民にとって魅力ある健康増進の拠点機能を拡大する。」としており、将来においても小松市のスポーツ・レクリエーションの拠点として位置付けられている。
- ・また、一部の運動公園施設において、老朽化が著しく、建替えが必要なことから、小松市は用途規制の緩和が必要と判断した。
- ・このため、小松市は建築基準法第49条第2項に基づき、**条例を制定し、既存の運動公園施設の機能を維持するとともに、利便の増進を図るため、小松能美都市計画特別用途地区(※)の内スポーツ・レクリエーション地区内の第二種住居地域において、観覧場の用途に供する建築物の用途規制を緩和した。**

(※)平成25年8月2日に小松能美都市計画特別用途地区から小松都市計画特別用途地区に名称変更